



## 行政区への加入の御案内



北杜市には122の行政区があり、個性豊かな独自の地域づくりを住民主体で行っています。行政区では、同じ地域に生活する方々が伸び伸びと快適に暮らせるよう、次のような活動を通して区民同士のつながりを深めています。

北杜市に転入される皆様、ぜひ行政区に加入し、一番身近な地域コミュニティの一員として一緒に住みやすい地域をつくっていきましょう。

### ●市広報紙等をお届けします。

行政区を通じて、「広報ほくと」や「北杜議会だより」の配布、その他市関連事業等の情報を回覧することで、市民の皆様の生活に必要な情報をお届けしています。

### ●環境美化活動を行なっています。

行政区では、区民がお互いに協力し合いゴミ拾いや道路清掃、草刈り等の環境美化活動を通じて快適な地域環境を守っています。ゴミ収集所の清掃やリサイクルの分別、花植え等も行っています。※ゴミ収集所の利用については直接区長にお尋ね下さい。

### ●地域で協力し合い、災害時に対応する備えを行っています。

地区の防災訓練では、消防団と共同で避難訓練や災害時の避難先等を確認しています。また、災害時の備蓄や自主防災組織を構築している地区もあります。自助、共助の精神をもち、助け合いながら災害に備えた活動を行なっています。



### ●運動会やお祭り等のレクリエーション活動を行っています。

行政区では、区民が健康に過ごし地域内のコミュニケーションが図れるよう運動会や公民館まつり、はつらつシルバー等の事業を開催しています。子供からお年寄りまで地域の横の繋がりを強め、地域で支えあうための交流の場を提供してい

### ●市では区民の皆様が安心して地区行事の活動ができるよう「自治会活動保険」に加入しています。

市では、行政区に加入している皆様が、行政区の行事や作業に安心して参加していただくための保険に加入しています。けがや事故等に遭われたときは区長を通じて申請して下さい。

※行政区への加入にあたっては、転入時に本庁総務課窓口、または、各総合支所地域市民課窓口で行政区長の連絡先をお知らせいたします。区長へは直接御連絡いただき、行政区についての説明をお受け下さい。

※地域の状況により、役員等が順番でまわってくる場合があります。ご協力をお願いします。

■行政区についてのお問い合わせは、北杜市役所総務課まで。電話 0551-42-1311